

処方・調剤・保険請求の

Q&A

日本薬剤師会

調剤をしていて
疑問に思ったこと、
医師または患者さんに聞
かれて困ったこと、医師に疑
義照会して対応したがいまひとつ納
得できないこと、ありませんか？ 皆さんの疑問
に各分野の専門家がお答えいたします。

ご質問をお寄せくだ
さい。要項は41頁にあり
ます。なお、回答は本誌に掲載す
ることによってのみ行います。電話や
ファクシミリによる回答はご容赦くださ
い。また、特殊なケースの質問は、採用されない
こともありますのであらかじめご了承ください。

Q 次のような処方せんの場合、処方1と処方2は服用時点が異なっているので、処方1で計量混合調剤加算、処方2で嚥下困難者用製剤加算をそれぞれ算定できるのでしょうか。それとも、1枚の処方せんの中に嚥下困難者用製剤加算を算定する部分がある場合には、服用時点が異なっているかどうかにかかわらず計量混合調剤加算は算定できないと考えるのでしょうか。

(処方1)
パントシン散20% 1.5g
酸化マグネシウム 2g 1日3回 毎食後服用×28日分
(処方2)
フルゼニド錠 2錠 1日1回 就寝前服用×28日分

※処方1については混合、処方2については嚥下困難のため
粉碎との指示あり

(愛知県 匿名希望)

A ご質問のケースについては、処方1で計量混合調剤加算、処方2で嚥下困難者用製剤加算を算定できます。

嚥下困難者用製剤加算は、内服薬調剤料に関する項目で、嚥下障害などのために市販の剤形では服薬が困難な患者に対して、錠剤を砕くなど剤形の加工後に調剤した場合に算定するものです。

同加算の算定については、厚生労働省保険局医療課長通知において、①処方せん受付1回につき算定できる、②剤形を加工したものをを用いて他の薬剤と計量混合した場合の計量混合調剤加算は算定できない、③併せて自家製剤加算は算定できない—とされています。

しかし、②と③で想定されているケースは、同一の服用時点(剤)である場合に「嚥下困難者用製剤加算と計量混合調剤加算」または「嚥下困難者用製剤加算と自家製剤加算」を併せて算定することを禁じているのであって、ご質問の処方例のような異なる服用時点のケースまで算定を禁じているわけではありません(もし同一の服用時点の中に、計量混合調剤加算と嚥下困難者用製剤加算のどちらにも該当する製剤行為があった場合には、いずれか一方を算定することになります)。

したがって、ご質問のケースについては、計量混合調剤加算と嚥下困難者用製剤加算に該当する服用時点(剤)がそれぞれ異なりますので、処方1の内服薬調剤料について計量混合調剤加算を、処方2の内服薬調剤料について嚥下困難者用製剤加算をそれぞれ算定することができると考えます。

Q 平成21年5月請求分から、レセプト請求のオンライン化が義務付けられていますが、5月上旬に関係省令が一部改正され、オンライン請求の義務化期限が1年間猶予されたと聞きました。しばらくの間は、オンライン請求でなく、電子媒体のまま審査支払機関へレセプトを提出しても構わないのでしょうか。(匿名希望)

A すでに電子媒体によるレセプトを作成している保険薬局においては、保険薬局が自らオンライン請求するか、もしくは、請求事務代行者を介してオンライン請求することが必要です。



レセプトコンピュータを有する保険薬局については、平成21年5月請求分から、レセプト請求のオンライン化が義務付けられています。すなわち、そのような施設の場合には、①各施設で送信用端末と通信回線などを準備した上で、施設が自らオンライン請求する、または、②請求事務代行者としての届出を行っている都道府県薬剤師会もしくは支部薬剤師会を介してオンライン請求する（いわゆる代行請求）—といういずれかの方法によることになります。

しかし、オンライン請求の義務化期限の到来にあたり、厚生労働省が病院や保険薬局を対象に概況を調査したところ、オンライン請求に関する届出が未提出の保険薬局（レセコンを使用しているが紙媒体でレセプト請求せざるを得ない施設を含む）が存在することが判明したため、急遽、これら施設が費用請求できなくなるがないよう平成21年5月8日に関係省令を一部改正し、義務化期限の一時的な猶予措置が取られました。

また、これに伴い、厚生労働省としては、①施設が自らオンライン請求する場合や請求事務代行者を介してオンライン請求する場合は対象とならないこと、②実態を見極めた上で、半年以内を目途として猶予期限を設定予定であること、③期限猶予措置の対象となった薬局・病院に対しては、オンライン請求化の準備状況、今後の予定、対応できない理由など具体的な状況について書面で提出を求める—などの指導方針を示しています。

すなわち、今回の期限猶予措置の主な趣旨は、レセコンを使用しているが紙媒体でレセプト請求している保険薬局の義務化期限を一時的に猶予することであり、すでに電子媒体でレセプト請求している保険薬局の義務化まで猶予を認めるという考え方ではありません。オンライン請求に関する当初スケジュールが変更となったわけではありませんし、都道府県ごとに整備されている代行請求の仕組みが不要になったということでもありませんので、誤解されないよう十分ご注意ください。

